

## 茨木市青年就農事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内において青年が農業経営（以下「経営」という。）を開始する事業に対し、市が補助金を交付することにより青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を促進し、もって農業の振興及び市民生活の安定向上を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内を就農地として経営を開始する事業であること。
- (2) 国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記1第5の2(1)に掲げる要件に該当する者が行う事業であること。
- (3) 経営の開始後5年を経過していない事業（複数の者が農業法人を設立し、共同経営する場合にあっては、当該者の中に経営の開始後5年を経過している者が含まれていない事業）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者が行う事業でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国要綱別記1の農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金の交付に関する規定を順守して行われる事業であること。

### (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、補助の対象となる事業に要する経費とする。

### (補助金額及び補助期間)

第4 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 経営の開始の初年度 1年につき1人当たり150万円
  - (2) 経営の開始2年目以降 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
    - ア 前年の総所得（経営の開始後の所得（補助金を除く。）に限る。ア及びイにおいて同じ。）が100万円以上の場合 1年につき1人当たり350万円から前年の総所得を減じた額に5分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
    - イ 前年の総所得が100万円未満の場合 1年につき1人当たり150万円
- 2 前項の場合において、複数の者が農業法人を設立し、共同経営するとき（当該農業法人及び当該者それぞれが国要綱別記1第5の2(1)カに掲げる要件に該当する

ときに限る。)の補助金の額は、1年につきそれぞれ前項の規定により算定した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で経営を開始し、国要綱別記1第5の2(2)イ(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たす場合は、1年につき夫婦合わせて第1項の規定により算定した額に1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 補助期間は、経営の開始後5年間までとし、補助金の交付は、半年ずつを1単位として行うものとする。ただし、補助金の交付について、市長が必要と認めたときは、1年分を一括で交付できるものとする。

(青年等就農計画等の承認の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認申請書兼変更承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に青年等就農計画等の承認を申請しなければならない。

- (1) 青年等就農計画認定申請書の写し
- (2) 青年等就農計画認定書の写し
- (3) 農業次世代人材投資資金申請追加資料
- (4) 個人情報の取扱いに係る同意書

(青年等就農計画等の承認の決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課等の関係機関や国要綱別記1第7の2(11)のサポート体制の関係者による面接等を行い、その内容を審査し、適当と認めたものについて青年等就農計画等の承認を決定し、申請者に対し青年等就農計画等承認通知書(様式第2号)により通知する。

(青年等就農計画等の変更)

第7 第6の規定により青年等就農計画等の承認の決定を受けた者は、当該青年等就農計画等の内容を変更しようとするとき(当該変更が追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微なものであるときを除く。)は、第5に準じて青年等就農計画等承認申請書兼変更承認申請書に変更後の第5第1号から第3号までに掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、申請者に対し青年等就農計画等変更承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市青年就農事業補助金交付申請書

(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第4第1項から第3項までに規定する補助金の額のうち半年分を1単位(市長が必要と認めたときは1年分を1単位)として市長に指定された期日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

- 第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市青年就農事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(変更の申請)

- 第10 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該申請の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市青年就農事業補助金交付変更承認申請書(様式第6号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市青年就農事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

- 第11 第9の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市青年就農事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

- 第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(就農状況の報告及び確認等)

- 第13 補助金の交付を受けた者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(国要綱別記1別紙様式第9-1号及び同様式中に規定された添付書類をいう。)を市長に提出しなければならない。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌(国要綱別記1別紙様式第9-1号-1)を市長に提出しなければならない。なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(国要綱別記1別紙様式第21号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の就農状況報告の提出を受けたときは、国要綱別記1第7の2(4)に規定された方法により補助金の交付を受けた者の就農状況の確認を行う。
- 3 前項の規定による確認の結果、市長が必要と認めるときは、国要綱別記1第7の2(4)に規定された方法により補助金の交付を受けた者に対して指導を行う。
- 4 市長は、補助金の交付を受けた者の交付期間2年目が終了した時点で、国要綱別記1第7の2(5)に規定された方法により、補助金の交付を受けた者の中間評価を

実施する。

(住所等の変更)

第14 補助金の交付を受けた者は、補助期間内及び補助期間終了後5年間に住所、電話番号その他市長が必要と認める事項を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(国要綱別記1別紙様式第12号をいう。)を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受ける者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年から起算して10年間保存しなければならない。

(財産管理)

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した価格の単価が500,000円以上の財産(第19において「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間(第19第1項において「処分制限期間」という。)においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第19 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助事業の中止)

第20 補助金の交付を受けた者は、補助事業を中止する場合は、中止届(国要綱別記1別紙様式第6号をいう。)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の休止及び再開)

第21 補助金の交付を受けた者は、病気その他のやむを得ない理由により補助事業を休止する場合は、休止届(国要綱別記1別紙様式第7号をいう。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の休止届を提出した者が事業を再開する場合は、経営再開届(国要綱別記1別紙様式第20号をいう。)を市長に提出しなければならない。

(補助の取消し等)

第22 市長は、補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させること(次項及び第23第1項においてこれらを「取消し等」という。)ができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 国要綱別記1第5の2(3)及び(4)の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の資金の交付の停止又は資金の返還に関する規定に該当したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(5) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、同項第2号に該当するときの取消し等の方法は、国要綱別記1第5の2(3)及び(4)の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の資金の交付の停止又は資金の返還に関する規定によるものとする。

(返還免除)

第23 第22の規定により取消し等を受けた者は、当該取消し等が病気、災害等のやむを得ない事情によるものであり、補助金の返還免除を受けようとするときは、返還免除申請書(国要綱別記1別紙様式第18号をいう。)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の返還免除を決定し、申請者に通知する。

(情報の共有)

第24 市長は、国要綱別記1第6の2(1)の規定による青年等就農計画等の承認申請を行った者の情報を農業次世代人材投資資金交付対象者データベースに登録し、国、全国農業委員会ネットワーク機構、大阪府、茨木市農業協同組合、茨木市農業委員会、大阪府農業共済組合、株式会社日本政策金融公庫及び一般財団法人大阪府みどり公社(次項において「関係機関」という。)との間で共有するものとする。

2 関係機関は、前項の規定により取得した情報については、適正に取り扱い、国要

綱、大阪府新規就農者確保事業費補助金交付要綱（平成24年6月6日施行）及びこの要綱の目的以外に利用してはならない。

（サポート体制の整備）

第25 市長は、国要綱別記1第7の2(11)のサポート体制を整備するものとする。

（国要綱の順守）

第26 市長並びに補助金の交付を受ける者及び受けた者は、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、国要綱別記1の農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金の交付に関する規定を順守しなければならない。

（市長の指示）

第27 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成31年2月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際に、改正前の茨木市青年就農事業補助要綱に基づき、補助の決定を受けた者は、改正後の茨木市青年就農事業補助要綱の規定に係らず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。